

令和6年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

- 資料 1 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況（輸送用機械器具製造業）

- 資料 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書（輸送用機械器具製造業：労働者代表意見）

- 資料 3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書（輸送用機械器具製造業：使用者代表意見）

令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)／(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)／(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	1,326 円	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	1,117 円	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	1,117 円	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	1,005円	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	1,070 円	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月12日	8,413 名	¥1,156	¥1,067	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月25日	3,792 名	¥1,117	¥1,063	-
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月1日	321 名	¥1,177	¥1,107	¥1,038
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月1日	180 名	¥1,200	¥1,108	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月5日	1,124 名	¥1,118	¥1,046	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年6月7日	993 名	¥1,156	¥1,057	¥1,057
合計			14,823 名	最低： ¥1,117	最低： ¥1,046	最低： ¥966

2024年 6月28日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿

自動車 労働者 協議会
議長 中野 徳子

申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 26,860名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 14,823名 (55.18%)
福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 26,860人
(最も低い) 労働協約の金額 = 8,929円/日、1,117円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 1,029円/時間
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申請代表者に対する委任状
 - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

昨年(2023年度)の審議において労使間の水準提示額には当初乖離があったものの、経済情勢をはじめとした企業における価格転嫁の動向や社会的な賃上げの流れなどを踏まえ議論を重ねた結果、42円の引き上げ額となった。

ここ数年、福岡県特定最賃の適用労働者数が他産業と比較し、右肩下がりであったものの、最新の推定値では労働者の減少に歯止めがかかり増加に転じている。これは特定最賃の引き上げによって企業における最低賃金も向上し、産業の魅力向上に少なからず寄与したと捉えている。

一方で他産業でも大幅に特定最賃額が引き上げられ、他産業との差に大きな変化もみられない中、安定した優位性が確保されているとはいえ、人手不足への対応については、今もなお予断を許さない状況にある。

引き続き、選ばれる産業となるためにも、特定最賃の底上げを図り安定した優位性を保つとともに、未組織労働者も含めたすべての労働者の賃金を付加価値に見合った水準にすることが喫緊の課題であると考えている。自産業の魅力を更に高めていく上では、特定最賃の意義・役割・必要性は何ら変わることなく、むしろ高まっている状況にあると捉えている。

高まる背景については、2024年度の地域別最低賃金の動向として、まず政府は経済財政運営と改革の基本方針の中で【豊かさを実現できる所得を増加し、物価上昇を上回る賃上げを定着させる】とあり、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円といった目標が示され、これは単純計算となるが毎年50円の引き上げ額となる。

また地域別最賃の引き上げ目安額が50円とされ、当福岡においては51円での結審がされ大幅な引き上げ額となった。

足元の自動車産業の収益状況をみると、労務費、物流費などへの対応といった課題はあるものの、製造9社における2023年度の企業業績は9社ともに増収増益となった。部品企業においても地政学的な変化による部品の供給リスクや価格転嫁等に注視する必要があるが、88社の営業利益については前年比+28.2%としており、2024年度も増収増益を見込んでいる企業が多数あるとの見解が示されている。

昨年春闘においては、2014年度以降、最も高い水準での改定額を獲得し、企業内最低賃金の平均時給額については1,113円となり、前年度比較すると58円の引き上げがされている。さらに今回の平均時給額(企業内最低賃金)に対し、現在の特定最賃(1,029円)との差額は84円となる。地域別最賃・企業内最賃ともに高い水準となっており、特定最賃の改正は昨年以上に高まると言わざるを得ない状況であると考えている。

特定最低賃金は、組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定を未組織労働者に波及させ、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金の格差を是正することや、適正な賃金の引き上げを促すことにより、産業界内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すことを目指す制度である。この制度の役割・機能を果たすことによって、産業の魅力を向上し、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めることにもつながっていくと考えている。

また地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい魅力ある水準へ引き上げなければならないと考えており、本年においても昨年に引き続き、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求める。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

■昨年に引き続き、より密な『労使での話し合い』を進め、賃上げ・物価上昇等や中長期の自動車業界や地域の環境変化・課題を見極めながら、改定及び引き上げ水準について検討することとしたい

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、昨今 BEV 化(電動化)という産業構造の転換期に入ってきている。2020 年より続いてきたコロナ禍からの経済活動復旧や半導体部品不足の解消が進む一方、世界全体ではウクライナ戦争の長期化、不安な中東情勢、アメリカ等の経済の減速リスク、国内における構造的な少子高齢化・人手不足、インフレによる断続的な物価・原材料費等の高騰、大地震や風水害など自然災害のリスクなどにもさらされている。また、型式認証不正問題などによる生産の停止等もあり、自動車大手7社の直近 23 年度の販売台数は、24,841 千台。コロナ禍前の 19 年度比▲6.6%、前年の 22 年度比+6.4% となった。24 年度見込みは、25,299 千台と上積みが見込まれるものの、依然コロナ禍前の 19 年度レベル(26,609 千台)は超えられない見込みである(19 年度比▲4.9%)。地元九州の自動車生産台数は、23 年度 126 万台、22 年度 121 万台、21 年度 105 万台、20 年度 124 万台、いずれもコロナ禍前の 19 年度の 141 万台には及んでいない。24 年度の世界の実質経済成長率は、3.2%(IMF 国際通貨基金)と 23 年度と横ばいと置かれているが、輸出重要市場国である中国、北米等の貿易摩擦の激化の可能性や大統領選の動向など、販売・生産減のリスクは見ておかなければならない。

▽九州の鉱工業指数に目を移すと、2020年の指数100から22年度109.1、23年度107.7直近24年6月も104.4と100値以上は保っている。有効求人倍率(福岡県)は、直近24年6月1.13倍、1年前の23年6月1.24倍から、多少下降。半導体メーカー等の進出等での注目されている南九州エリア等は、1.2倍超である。九州の半導体人財需要が数年間3000人規模、また九州内の新卒も、1000人規模で半導体企業へ就職するなどとも言われており、今後の福岡県の製造業・自動車産業としても引き続き雇用・採用面での注視が必要である。職業別においては、福岡の製造業(生産工程の職業)は、24年6月の求人7000人超に対し求職4000人弱、倍率1.8。他方事務的職業は、求人9000人レベルに対し求職25000人レベルの倍率0.37であり、製造業への人手不足かつ離れ傾向であることを注視したい。

▽九州・福岡の自動車産業は、中長期的には、海外市場(アジア・アフリカ等)の車両需要拡大やBEV化における電池事業等を含む拡大の可能性もあり、成長が期待できる。設備投資や開発投資もさることながら、人への投資の努力も一層必要である。2024年の春闘では平均賃上げ率が5%台となっており、一定レベルの向上は進んでいるが、長期間にわたり、物価高に対し実質賃金マイナスが続いたこと等、優位性を高めるには、賃金・賞与水準はもろんのこと、福利厚生の実質充実、働き方改革等を含め、総合的な底上げが必要と見られる。

▽この4年の輸送機械器具製造業の特定最賃は、『R2年(±0円)、R3年(+13円)、R4年(+30円)、R5年(+42円)』にて1029円となった。他県と比較しても、自動車主要県である愛知1028円を超えた(愛知との差は、10年前35円あったが、福岡が充実したとも評価。)

▽今年の審議も、賃上げ、物価高騰、実質賃金、人手不足等を背景に、大幅な改定提案が想定されるが、福岡県特定最賃レベルの既優位性も鑑みつつ、他産業や他地域とのレベル感や国内外経済、雇用採用情勢の観点、また働き方改革や就労環境の改善等も含め、労使での広く意見交換しながら話し合い、総合的に慎重な審議・判断が必要と考える。

(2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

- ① 他都道府県との対比(令和5年度) *輸送機械器具製造業28県
 - ・[福岡県] 特定1029円、地域別941円＝『差額+88円、差率109.4%』
 - ・[28県平均] 特定1006円、地域別950円＝『差額+56円、差率106.0%』
 - ⇒福岡県は28県中、差額(5位)・差率(4位)と上位
- ② 消費者物価指数との対比(R2年＝100)
 - 福岡市：107.5 北九州市：108.7(R6年6月) ⇔ 特定最賃：107.5(R5年12月)
 - 福岡市：104.1 北九州市：104.8(R5年6月) ⇔ 特定最賃：104.6(R4年11月)
- ③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比(過去3年)
 - 平均賃上げ(R6年6月)：4.80% ⇔ 特定最賃(R5年12月)：4.26%
 - 平均賃上げ(R5年6月)：3.10% ⇔ 特定最賃(R5年1月)：3.13%
 - 平均賃上げ(R4年4月)：2.27% ⇔ 特定最賃(R4年1月)：1.01%

以上

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】